号

杉 並 $\overline{\mathsf{X}}$ 職 員 定 数 条 例 の 部 を 改 正 す る

条

例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 年 月 + Ξ 日

提 出 者

杉

並

X 長

Щ

田

宏

杉 並 X 職 員 定 数 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

第 杉 兀 亚 条 $\overline{\mathsf{X}}$ 第 職 員 定 項 中 数 条 \neg \equiv 例 九三人」 昭 和 _ + 九 を「三一三三 年 杉 亚 X 条 人 例 第 に、 号 $\overline{}$ 五 の 六 七 部 人 を 次 を の ょ う 五 0 に 六 改 人 正 す

Ξ 八 八 Ξ 人 を Ξ 七 八二人」 に 改 め、 同 条 第 Ξ 項 第 六 号 中 _ 及 ιζĭ 者 を _ 及 忑 も の

に 改 め る。

八

五

人

_

を

_ _

0

六

人」に、「

六五二人」

を

六

— 二 人

に、

_

八

人

を

七

人

に、

に、

る。

附 則

こ の 条 例 は 平 成 + 年 兀 月 _ 日 か 5 施 行 す

る。

提 案 理 由

職 員 の 定 数 を 改 め る 必 要 が あ る。

六 略	五 監査委員の事務部局の職員 七人	四略	計 六一二人	一〇六人	ロ 学校教育職員及び幼稚園教育職員	員 五〇六人	イ 教育委員会及び学校の事務部局の職	会の所管する学校及び幼稚園の職員	三 教育委員会の事務部局並びに教育委員	二略	職員を含む。) 三一三三人	一 区長の事務部局の職員(福祉事務所の	する。	第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりと	(職員の定数)	新条例
六略	五 監査委員の	四略	計六五二	八五人	口 学校教育	員 五六七	イ 教育委員	会の所管する	三教育委員会	=	職員を含む。	一 区長の事務	する。	第四条 職員の定	(職員の定数)	Ш
	事務部局の職員		人		職員及び幼稚園教	시	会及び学校の事務	学校及び幼稚園の	の事務部局並びに)三一九三人	部局の職員(福祉		数は、次に掲げる		条
	八人				育職員		部局の職	職員	教育委員			事務所の		とおりと		例

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

略 合 計 る 職 七 員

2

次 に 掲 げ

の

定

数

は

こ

れ

を

定

数

外

3

لح す る。

5 五 略

杉 亚 X 職 員 の 職 務 に 専

六

関 す 例 和 念 年 す る

義

務

の

特

に る 基 条 ブ き、 昭 あ 5 五 + か じ め 杉 そ 亚 の X

第

 \equiv

号

例

に

か 念 す 5 る 受 義 け た 務 者 の で、 免 除 当 に 係 該 免 る 除 承 に 認 係 を

る

期

権

者

任

命

に

専

職

務

第

条

例

2

略

合

計

3 に 掲

次

げ

る

職

員

の

定

数

は

こ

れ

を

定

数

外

لح す る

5

六 杉 亚 X 職

例 に 五 関 す 略 る 条 員

の

職

務

に

専

念

す

る

義

務

の

特

 \equiv 号 $\overline{}$ に 基 ブ 例 き、、 $\overline{}$ 昭 あ 和 5 五 + か

じ

め

そ

の

職

務

年

杉

亚

X

条

例

念 す る 義 務 の 免 除 に 係 る

5 受 け た 者 で 当 該 免 除 承 認 に 係 を る 任

か 者

六 筃 月 以 上 に 及 ぶ

間

が

及 び 八 略

七

4

略

4

略

七

及

び

八

略

間

が

六

筃

月

以

上

に

及

ぶ

も

の

権

者

に

専

期

命